

安曇野スタイルネットワーク 規約（案）

（名称）

第1条 この会は、安曇野スタイルネットワークと称する

（事務所）

第2条 この会の事務所は、代表宅に置く

（目的）

第3条 この会は、北アルプスを始めとする自然豊かな安曇野で生まれた、人と自然と文化を中心とした多様な価値観を享受し、安曇野で暮らす人・安曇野を訪れる人たちとの繋がりを大切に、多くの方に安曇野の魅力を知って頂くことを目的とする

（活動・事業の種類）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する

- ① 安曇野スタイルを計画・実施する
- ② その他本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第5条 この会の会員は、安曇野スタイルネットワークの理念及び目的に賛同して入会した個人及び団体とする。また、会員は安曇野スタイルネットワークが行う活動及び本会の目的を達成するために必要な事業に対し連帯して責任を負わなければならない。

（入会）

第6条 入会を希望する方は、本規約を承諾し、別途定める参加条件を満たしたうえで、所定の方法により入会を申し込み、運営委員会がこれを承認し、所定の参加費及び年会費を指定した期限までに納入しなければならない

以下の場合には、安曇野スタイルネットワークの入会を拒否することが出来る

- ① 第3条の目的以外の入会、入会の際に必要な事項の登録を拒否または登録事項の虚偽、参加費及び年会費の納入遅延、参加条件を満たさない、またはその他不備があった場合
- ② その他、運営委員会が不適切だと認めた場合

2 入会日は入会月の1日とし、会員有効期限は入会月より1年間とする

（退会）

第8条 会員は、代表に申し出て任意に退会することができる。会員本人が死亡した時は退会したものとみなす

（役員の数及び選任）

第9条 当会に、代表1名、副代表1名、会計1名、会計監査1名、その他この会の目的を達成するた

めに必要な役員

を置くことが出来る

- 2 代表及び副代表は総会において会員の互選により選任するものとし、その他役員及び会計及び会計監査は、会員の互選又は代表が任命した者より選任する。代表が任命した場合、総会等で速やかに報告しなければならない
- 3 代表は、この安曇野スタイルネットワークを代表し、安曇野スタイル運営委員会を組織・構成し安曇野スタイルの事業を統括する
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する
- 5 会計は、責任者として事業の会計を行う。会計表は年度ごと会計監査及び総会の承認を得なければならない。
- 6 会計監査は、会の会計監査を行う

(役員任期)

第10条 役員任期は2月1日より1月31日とし、最大2年とする。また再任は妨げない

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表の決定により、これを解任することができる

- ① 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- ② 役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 総会で会員の互選により選任された者の場合は、総会で解任を了承する
- 3 代表が任命した者の場合は、代表が解任の上、速やかに会員に報告する

(総会)

第12条 通常総会は年度内に3回以上開催する年次説明会及び年度末反省会とし、必要があるときは臨時総会を開催できる

- 2 総会は、以下の事項について審議し、決議する
 - ① 規約、事業内容の制定および改訂
 - ② 本会の解散
 - ③ 事業計画及び事業予算
 - ④ 事業報告及び事業決算
 - ⑤ 役員（代表、副代表、その他の役員、会計、会計監査等）の選任又は解任
 - ⑥ その他会の運営に関する重要事項
-
- 3 総会の成立要件は会員数の過半数が出席とする
 - 4 総会の議決は、出席会員で行い、出席会員の過半数で決議できるものとする
 - 5 可否同数のときは、代表の決するところによる

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する

(運営委員会)

第14条 運営委員会は役員をもって構成する

2 運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。また運営委員会議事録を作成し記録に残す。

(事業報告書及び決算)

第15条 代表は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる

(細則)

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める

(変更)

第18条 この規約は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない

附 則 この会則は、平成30年4月20日から施行する